

毎週
火、金曜日發行（但侏日當るとき翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十年一月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

- ◆告示 目 次
 - 保安林の解除予定
 - 土地改良区役員の退任及び就任
- 〃 農地法による土地配分計画の作成
- 昭和三十年度県立農業協同組合講習所講習生募集
- 昭和二十九年度鳥取県農業改良普及員採用試験
- ◆正誤 昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十一号中訂正
- 〃 百三十二号中訂正
- 告示第六

所 在 場 所	全 面 積	解 除 予 定	解 除 の 理 由	申 請 者
市 郡 一 町 村 一 大 字 一 字 一 地	番 号	台 帳 一 見	積込（面積）	見込（面積）
東伯 関金 野添 泉谷 四五三ノ三	町 〇三九 〇三九 〇三九	町 〇三九 〇三九 〇三九	堰堤工事用地とする必	関金町長 驚見 文憲

監事	
大高村岡成土地改良区	監事 山本晴信
理 事 井上光惠	足立実
監 事 小椋智一	井上光惠
監 事 長谷川	小林君男
監 事 渡辺岩英	石川良忠
監 事 松本邦雄	船沢忠親
監 事 中本亮治	大谷川良明
監 事 山福律藏	船越俊吾
監 事 大字岡成	大字尾高
監 事 大字泉	大字尾高

就任した役員の氏名及び住所

米川土地改良区	
理 事 上田義正	山本正男
監 事 福田	佐野正巳
監 事 福田	佐野常造
監 事 谷島範次	西村利直
監 事 辻野麻治	森源藏
監 事 佐野延寿	東今在家
監 事 大東利英	津ノ井村大字杉崎
監 事 安倍	宇倍野村大字国分寺
監 事 大谷町	東町
監 事 車尾	車尾

鳥取県告示第四号	
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条	第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。	昭和三十年一月十一日
鳥取県知事 遠藤茂	米川土地改良区
理 事 野津儀市	米子市角盤町四丁目
加藤晴光	道笑町三丁目
辻野麻治	觀音寺
大東利英	車尾
竹中善重	日久美町
松田宣之	上福原
景岡勇一	西福原
森田常藏	東福原
戸田利昭	西福原
山口	西福原
桑本正吉	坂根嘉重
木村活寿	安部
森脇義雄	木村孝義
松篠忠	森脇義雄
佐々木宮松	竹下虎義
清水純	佐々木英一
柏木茂福	長山英一
高梨幸治	竹下虎義
松本優治	佐々木英一
下西二郎	佐々木英一
柏木茂福	佐々木英一
下周治	佐々木英一
明治町	佐々木英一
柏木茂福	佐々木英一
上道町	佐々木英一
外江町	佐々木英一
森岡町	佐々木英一
渡町	佐々木英一
桑川恒作	森川恒作
近藤元三	近藤元三
木村恒作	木村恒作
森脇義雄	森脇義雄
松篠忠	松篠忠
佐々木宮松	佐々木宮松
清水純	清水純
柏木茂福	柏木茂福
高梨幸治	高梨幸治
松本優治	松本優治
下西二郎	下西二郎
柏木茂福	柏木茂福
下周治	下周治
明治町	明治町
外江町	外江町
森岡町	森岡町
渡町	渡町
佐斐神町	佐斐神町
竹内町	竹内町
上道町	上道町
中野町	中野町
竹内町	竹内町
佐斐神町	佐斐神町
和田町	和田町
富益町	富益町
彦名町	彦名町
夜見町	夜見町
大篠津町	大篠津町
西伯郡境港町小篠津町	西伯郡境港町小篠津町

就任した役員の氏名及び住所	
米川土地改良区	宇倍野村大字国分寺
理 事 上田義正	山本正男
監 事 福田	佐野正巳
監 事 谷島範次	西村利直
監 事 辻野麻治	森源藏
監 事 佐野延寿	東今在家
監 事 大東利英	津ノ井村大字杉崎
監 事 安倍	宇倍野村大字国分寺
監 事 大谷町	東町
監 事 車尾	車尾
監 事 両三柳	両三柳

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

鳥取県告示第五号

監事　子倍野村国分寺土地改良区
理事　山福律藏
監事　森源藏
理事　大橋文治
河村利直
河村隆
小林惣吉

成岡字大、寺國分野倍宇、大字村井、字大、村津郡美岩

泊村石脇土地改良区
五千石井手土地改良区
理事 石井
理事 船橋
理事 長谷川
理事 福田
理事 野口
理事 湯原
理事 建井

三 東伯郡泊村大字石脇
精 賢 治 明 健 一
西伯郡幡鄉村大字坂長
大字大殿
米子市諫訪

松田宣之一 繁 稲 原 上
 景岡勇一 清水正朝 西福原
 山口清近 藤元三 彦名町
 松本優治 渡辺虎彦 大崎
 木村活寿 佐々木義太郎 森岡町
 矢倉虎彦 浜田高梨幸治 明治町
 近藤元三 渡辺勇治 外江町
 松下西二郎 竹下虎義 中野町
 佐々木宮松 竹内町 小篠津町
 角川清 水下純 上道町
 島逸雄 忠明治町
 松太郎 雄大崎
 米原彦名町
 西伯郡境港町渡町
 " " " " " " " " " " " "

区分	地区名	所在	地	入植者		田	体
				郡市	町村	大字	予定壳渡数
土地	明治	鳥取	上原	一	二、五三〇〇	一	一
	山守外二 (眞野原)	東伯	関金	一	六、五〇〇〇	一	一
	高城(昭和)	倉吉	野添	一	七四一三	一	一
	" (服部)	"	上下福田	一	三、六九一〇	一	一
	奥岩本	東伯	服部	一	三九〇六	一	一
	山守外二 (一向平)	東伯	八橋	一	三九〇六	一	一
	" (笛ヶ平)	閔金	野添	一	七七〇〇	一	一
	中楨原	日野	野井倉	一	一、九〇〇〇	一	一
	西伯	西伯	大山	一	一、九〇〇〇	一	一
	岩伏	日野	八鄉	一	一、九〇〇〇	一	一
	溝口外二 (大平原)	大高	丸山	一	一、九〇〇〇	一	一
	浅山	尾高	赤松	一	一、九〇〇〇	一	一
岩伏		高橋	高橋	一	一、九〇〇〇	一	一
				三五	九二、八一〇〇	一	一
				一	二、〇一一九	一	一
				一	二、二四〇〇	一	一
				一	二、二九〇〇	一	一
				一	〇三〇三	一	一
				一	一	一	一

就任した役員の氏名及び住所

五千石井手土地改良団

監事都田清市

卷之三

卷之二

聖
經
新
約
全
書
田
乃
貞
市

香田清重
豊田章晴
本田章

四

都市

大字板長

農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第六十二条
第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので、同
条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十年一月十一日

茂

公 告

00814

昭和三十年度鳥取県立農業協同組合講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十年一月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要領

一 講習目的

農民の経済を豊かにしてその生活の安定を図るため農業協同組合運動に挺身しようとする有爲の青年を育成するものであつて、教育方針は卒業後農業協同組合の運営担当者として、組合員と共に生きる精神を陶冶し組合の經營を通じて農民の経済をより豊かにしようとする信念を確立させて組合経営の技能を把握させることにある。

二 位 置

鳥取市湖山 県立鳥取農業高等学校校舎内

三 講義の内容

1 一般基礎科目

法学概論、経済学、農業生産論、農村社会学、農業政策、農業経済学、体育

2 専門科目

協同組合論、協同組合史、組合関係法規、農協経営、総論、経営分析、農協経営各論（購買事業、販売事業、農業倉庫事業論、農村工業、農協共済、農協指導事業、金融事業）会計学及び組合簿記、組合監査、商業通論、組合実務、珠算、農業共済、論文作成指導、特別講義、実務実習

四 講習期間

十一箇月間（内二箇月は実務実習）

五 募集人員

三十人

六 応募資格

満三十才までの者で新制高等学校卒業者及び旧制中等学校卒業者並びにこれと同等以上の資格を有すると認められる者。

三 講習の内容

七 応募手続

入所しようとする者は願書に次の書類を添え募集期限までに所長宛提出すること。

1 履歴書、身体検査書、最終学校の学業成績証明書

2 推薦書（最近出身学校長又は出身市町村農業協同組合長、同連合会長の推薦に係るもの）

八 出願期間

昭和三十年三月十日から四月二十日まで

九 選抜方法

1 書類審査

2 口答試問（簡単な筆記試験を行うことがある）

十 選抜期日及び場所

米子農協会館 四月二十六日（火）午後一時から

河北農業高等学校 四月二十七日（水）午前十時から

農業協同組合講習 所四月二十八日（木）午前十時から

十一 許可の通知

入所許可者には郵便その他の方法により通知する。

徒步 自転車 バス 汽車

下宿 寄宿舎

現住所

右 氏

名印

本籍地

昭和 年 月 日

鳥取県立農業協同組合講習所長殿

通学方法

00815

昭和三十年一月十一日 火曜日 鳥取県公報 第2580号

9 昭和三十年一月十一日

昭和二十九年度鳥取県農業改良普及員採用試験につき次のように公告する。

昭和三十年一月十一日

鳥取県人事委員会

第2580号 10

一 試験の対象となる職

農業改良普及員

職務の概要 専門的科学的知識及び技術に基いて、直接農民に接して各農作物の育成、繁殖、病害虫防除、土壌の調査及び改良、家畜管理、畜力機械力の利用等、主として生産技術の改良普及と經營の改善を図ることを指導する職務で、この職務を行うには専門的知識及び技術の修得又は経験を必要とする。

給与 初任給は原則として五級一号(六、六〇〇円)

で、この外扶養家族があれば扶養手当が又勤務地に

より給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が

税込額として支給されます。

二 受験できる者

この試験は(1)の受験資格を有し、(2)の欠格事項のいず

れにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

次の各号の一に該当する者で、農業改良普及員の資格試験に合格しているか又は資格を有する見込のある者。

1 学校教育法による大学、都道府県立農業講習所

又はこれに相当する学園において、農業に関する

正規の過程を修めて卒業した者又は卒業見込の者。

2 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門

学校若しくは農事講習所において、農業に関する

正規の課程を修めて卒業した者。

3 専門学業卒業程度検定試験により、農業に関する

学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員

検定若しくは旧中学校、高等女学校教員検定によ

り農業に関する学科目の検定に合格している者。

4 学校教育法による高等学校、旧中等学校令によ

る中等学校、旧実業学校令による実業学校、旧高

等女学校令による高等女学校、旧中等学校令によ

る中学校又はこれらに相当する学校、学園を卒業

した者、又は卒業資格検定試験に合格した者で、

卒業又は検定試験合格後次のいずれかの職務又は

その通算した職務歴が三年以上の者。

イ 国、地方公共団体又はその他法人格を有する

団体の農業に関する試験研究又は教育。

ロ 国、地方公共団体又はその他法人格を有する

団体における農業に関する技術についての普及

指導奨励又は実務。

5 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及び

これと同等以上の学力を有する者を入学又は入所して三年以上に達する者。

6 人事委員会が前各号に該当する者又は同等以上年令は制限いたしません。

00817

11 昭和30年1月11日 火曜日 鳥取県公報 第2580号

00816

昭和30年1月11日 火曜日 鳥取県公報 第2580号 10

(2) 男女の別を問いません。

1 日本の国籍を有しない者。

2 禁治産者及び準禁治産者。

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで

又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

4 鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者。

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

三 試験の方法

試験はその対象となる職に必要な知識、経験、技術等に応じて、次の方法によつて行います。

第一次試験

1 教養試験 公務員として必要な一般的知能及び教養について行います。

2 専門試験

必須科目 一 作物及び園芸 二 土壌及び肥料

三 病虫害 四 善産 五 農機具 六 農業經營

七 農政時事問題

選択科目 (二科目だけ)

一 農業気象 二 植物生理 三 家畜
生理及び衛生 四 家畜飼養 五 農畜
産加工 六 農業簿記 七 林業一般

八 農業土木

8 実地試験

農民に対し農業の改善に関する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行います。

第二次試験

口頭試問 主として人物についての面接による試験を行います。

身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて行います。

身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います。

四 試験の日時及び場所

第一次試験

(1) 教養試験だけ受験する者

昭和三十年二月九日(水)午前八時三十分から

(2) 専門試験も受験する者

昭和三十年二月七日(月)から昭和三十年二月十日(木)まで 每日午前八時三十分から

備考

1 筆記試験のうちの「専門試験」は鳥取県知事が行う「昭和二十九年度農業改良普及員の資格試験」と共同で行います。

2 既に農業改良普及員の資格試験に合格している方は、その専門試験を受ける必要はありません。しかし採用、試験が成績順位をつけるため、以前の資格試験の成績が余り良好でなく、改めて専門試験を受けてないと希望される方は受けることができます。

3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

場所 鳥取市吉成鳥取県農業試験場

試験結果の発表

昭和三十年二月下旬県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

第二次試験

昭和三十年三月上旬に行いますが、別に本人に通知します。

場所 鳥取市 本人に通知します。

試験結果の発表

昭和三十年二月下旬県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

第三次試験

昭和三十年三月上旬に行いますが、別に本人に通知します。

場所 鳥取市 本人に通知します。

試験結果の発表

昭和三十年二月中旬県公報に登載し、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

五 合格から採用までの経路

1 合格者は農業改良普及員採用候補者名簿に登載された上、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。従つて合格者は全部が必ずしも採用されるとは限りません。

2 採用候補者の有効期間は原則として一年間となっています。

六 受験手続

申込書

申込先及び申込手続

1 採用試験申込用紙に必要事項を記入し「人事委員会事務局」に提出の上、受験票を受領して下さい。

2 資格試験を併せて受験する方は「人事委員会事務局」に申込されると同時に、県庁「農林部農業改良課」に所定の様式で受験の申込をして下さい。

又専門試験を受験する方は「申込書」の(1)に「専門試験受験(撰択○○)」と朱記して下さい。

3 採用試験申込書を郵送する際は、封筒の表に「農業改良普及員採用試験申込」と朱書きし「十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒」を必ず同封して下さい。

4 受領した受験票には最近六ヶ月以内に撮影した写

真(上半身、脱帽、正面向のもの)を貼りつけて、試験当日持参して下さる。写真のない場合には受験できません。

昭和三十年一月十七日（月）から昭和三十年二月五日

郵送の場合には昭和三十年二月五日（土）の正午までの着信に限つて受付けます。

七 そ の 他

正誤

昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

発行日
火、
金

印 刷 所 印 刷 所 縣 取 東 市 郡 島 取 縣 取 東 市 郡
印 刷 所 印 刷 所 縣 取 東 市 郡 島 取 縣 取 東 市 郡

1

貢段誤正

と森行
と林主
。組合は
合に限
る村施

昭和二十九年十二月二十八日鳥取県告示第六百三十二号
中誤植があるので次のとおり訂正する。

誤 貞 六
津ノ井村 岩美 津ノ井 生山 一五 一、八二一五

正音文林卷之三